

秋田市新屋ガラス工房スタッフ募集要項

秋田市新屋ガラス工房紹介

平成29年7月にオープンした当工房は、ガラス作品の展示販売や市民向けの制作体験を開催しているほか、有名作家を招いての研修、県内外の工房視察、展示会への参加など、若いガラス作家の技術向上や起業に向けた支援にも力をいれており、これまで10人の作家が当工房を卒業し、県内外で活躍している施設です。

当工房の設備は、これまで招へいた作家の皆様から充実した創作活動ができる日本トップクラスの環境が整っているとの評価を頂いており、その概要をYouTubeで確認することができます。是非ご覧ください（「秋田市新屋ガラス工房職員募集施設紹介ビデオ」で検索）。

なお、勤務時間以外には使用料全額免除で工房の設備を個人作品の制作に使用できます

令和8年度から採用する秋田市新屋ガラス工房スタッフを次のとおり募集します。

1 採用予定人員および職務内容

区分	採用予定人員	職務内容
工房スタッフ	若干名	ガラス作品の企画、開発および制作 各種イベントおよび制作体験の実施 その他工房設備管理等

2 勤務条件等

勤務地	秋田市新屋ガラス工房（秋田市新屋表町5番2号）
勤務時間	午前8時00分から午後4時15分まで（休憩時間1時間） ※週36時間15分勤務。所定外労働あり（時間外勤務手当支給）
勤務日	毎週日曜日から土曜日のうち5日間（火曜日および年末年始を除く。）
報酬	日額9,304円～9,869円（月21日勤務で月額195,384円～207,249円） ※報酬額は学歴や職歴を換算して決定。報酬は月末締め翌21日払い

手当	期末・勤勉手当（年２回、計4.6月分）、時間外勤務手当および通勤手当 ※退職手当なし。期末・勤勉手当は雇用期間による割落としあり
休暇	年次有給休暇（原則10日）、夏期休暇、服忌休暇等
加入保険	雇用保険、健康保険、厚生年金保険および労働者災害補償保険
任用期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで ※勤務実績が良好な場合は当該職の継続状況等により更新あり

３ 応募資格

次のすべての要件に該当すること

- (1) ガラス教育機関を卒業もしくは卒業見込みのかた又は吹きガラスの経験を２年以上有するかた
- (2) 将来、秋田市においてガラス作家として起業又は独立する意欲のあるかた
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないかた
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４ 選考方法

１次審査（書類審査）および２次審査（実技試験および面接試験）

５ 応募方法等

- (1) １次審査（書類審査）

提出書類	ア 履歴書（顔写真、電話番号およびメールアドレス必須。様式は任意） イ エントリーシート ウ 小論文「ガラスに関する自己PRと将来設計」について ※A４用紙１枚、800字程度 エ 作品ポートフォリオ（作品点数10点以上30点以内で作品写真、作品名、制作意図、技法、素材、サイズおよび制作年を記載。A４サイズでファイリング） ※可否に関わらず審査終了後に返却 オ ガラス教育機関の卒業証明書又はガラス工房等の在職証明書もしくはそれに準ずる書類 ※卒業証明書は写し可。卒業見込みのかたは後日提出 ※在職証明書又はそれに準ずる書類は原本。様式は任意

提出期間	令和 7 年10月27日（月） から令和 7 年11月26日（水） まで
提出方法	秋田市新屋ガラス工房に郵送又は直接持参 ※持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで受付（火曜日を除く。）
審査結果	合否にかかわらず令和 7 年12月 1 日（月） までに文書で通知 ※合格者には 2 次審査の日時も通知

(2) 2 次 審 査（実技試験および面接試験）

審査会場	秋田市新屋ガラス工房
面接試験	令和 7 年12月18日（木） 予定
実技試験	令和 7 年12月18日（木）、19日（金） 予定 ※次の課題作品を指定された時間内に制作 課題 1：当日発表 課題 2：売価8,000円相当の花器、 生け込まれた状態をスケッチしたものを持参
審査結果	合否にかかわらず令和 7 年12月中に文書で通知

6 その他

- (1) 応募資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づき、採用時は全て条件付のものとし、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
※会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される非常勤の職員で、一会計年度内を任期として任用される一般職の地方公務員です。
- (3) 外国人の場合は、就労可能な在留資格を取得してからの採用となります。
※就労可能な在留資格を取得できなかった場合は、採用取消しとなります。
- (4) この募集は令和 8 年度予算の成立を前提とした募集となります。

応募および問合せ先

秋田市新屋ガラス工房（担当：大友）
〒010-1638 秋田市新屋表町 5 番 2 号
電話 018-853-4201
mail ro-aags@city.akita.lg.jp